

学校や
勉強…

人間関係
の悩み…

ひとりでも悩まないで 教育相談室にご相談ください

学校へ行きたい気持ちはあるけれど、行けない。周りの人との人間関係で悩んでいて、どうしていいかわからない。そんな悩みや課題を抱えた子どもたちが増えていきます。教育相談室では、そのような子どもや保護者と一緒に考え、解決策を見いだすために設置されています。学校や家庭と密接に連携をとりながら、悩み苦しむ子どもたちを、みんなで支えて守ります。

6月1日からは関城教育相談室、協和と教育相談室が新たに開設しました。困ったときには、お気軽にご利用ください。

まずは電話でお申し込みください。

申し込み

教育相談室に電話で直接電話するか、学校を通じて申し込んでください。筑西市内の児童・生徒であれば、どこの教育相談室でも利用できます。

相談員によるカウンセリングや 遊戯療法などを行います

教育相談

原則として毎週1回、50分程度のカounselingを継続して行います。相談は無料。秘密は厳守します。

集団生活に適應できるよう 学習やささまざまな体験を行います

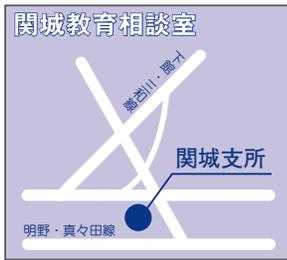
適應指導教室

本人の希望があれば、相談室内の適應指導教室に通い、自主的な活動を行います。

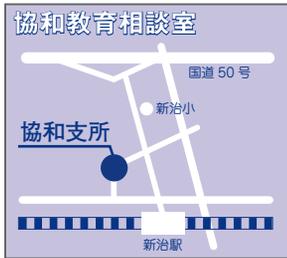
学習活動… 教科の学習、読書、パソコン、インターネットなど
スポーツ活動…卓球、マット運動、ジョギング、ウォーキングなど
体験活動…創作活動、調理、手打ちそば、釣り、川遊び、ハイキング、将棋など

☆適應指導教室に通うと、学校の授業に出席した扱いとなります。

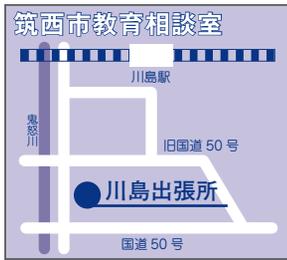
関城相談室・協和相談室が新たに開設しました。



関城支所内(3階) Tel. 37-6111
■相談日=毎週水曜日と金曜日
■時間=午後1時から4時



協和支所内(2階) Tel. 57-2511
■相談日=毎週水曜日と金曜日
■時間=午後1時から4時



川島出張所内 Tel. 28-6383
■相談日=毎週火曜から金曜日
■時間=午前9時から午後3時

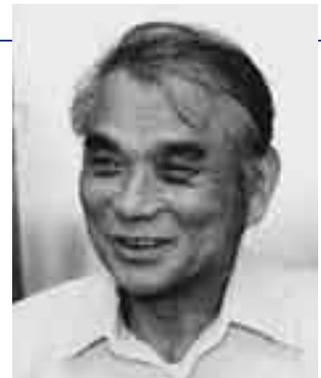


大村公民館内 Tel. 52-6616
■相談日=毎週火曜から金曜日
■時間=午前9時から午後4時

子どもの個性を認めてあげることが大切です

この相談室は教育相談と適應指導教室が密に連携を取り合っており、きめ細かな指導ができることが特徴です。ぜひ、気軽に相談にいらしてください。

筑西市教育相談室には、年間約30人以上の悩みを抱える子どもたちがやってくる。その多くは、いわゆる『不登校』の子どもたちです。悩み苦しむ子どもを助けるためには、子どもの悩みにできるだけ早く気づき、一緒になって考えてあげることが大切です。でも、相談室に来る子どもたちの多くは、ひとりで悩んでいた期間がとても長く、回復まで時間がかかりました。私たちは子どもたちの悩みの原因を無理につきとめて、取り除こうとはしません。子どもたちが自ら問題に向き合い、解決できるように支援するのが仕事です。



筑西市教育相談室
さかよし しんすけ
酒寄 真輔 相談員

■ 出水期に備えて水防訓練を実施

6月11日、旭ヶ丘遊水地（母子島）で市消防団が、茨城県筑西土木事務所や下館消防署の協力を得て水防訓練を行いました。この訓練は、水防体制の確立と地域における防災意識の高揚を目的に毎年行っているもので、当日は約400人が参加。『五徳縫い』や『折り返し』などの伝統的な水防工法や、市職員による排水ポンプの操作訓練などを行いました。参加者たちは実践さながらの訓練に真剣でした。



■ 筑西いきいきライフセミナーを開催

6月6日、アルテリオ2階研修室で開講式を行い、男女共同参画社会の実現をめざす地域のリーダーを育成するための講座をスタートしました。開講式には一般応募した16人が参加、セミナーの主旨説明を受けた後、バスで市内の文化遺産や施設の見学を行いました。セミナーは計5回開催し、地域コミュニティの再生（県政出前講座）、介護保険の現状と筑西市の今後（講話）、市議会傍聴、県主催の『男と女ハーモニーフォーラム』への参加などを予定しています。



■ 約24,000人が参加し市内を清掃

5月28日、市内全域で『市民クリーン作戦』を行いました。当日は雨まじりの天気でしたが、地域の人やボランティアなど多数の市民が参加し、さらに下館建設業倶楽部の協力で道路や河川敷からごみや空き缶を回収しました。

10月1日から

国民健康保険と老人保健の一部が変わります

70歳未満の人

▶ 高額療養費の自己負担額が変わります

9月30日まで

| | 3回目まで | 4回目以降 |
|----------|---------------------|---------|
| 上位所得者 | 139,800円 + 医療費 × 1% | 77,700円 |
| 一般 | 72,300円 + 医療費 × 1% | 40,200円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

10月1日から

| | 3回目まで | 4回目以降 |
|----------|---------------------|---------|
| 上位所得者 | 150,000円 + 医療費 × 1% | 83,400円 |
| 一般 | 80,100円 + 医療費 × 1% | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 35,400円 | 24,600円 |

※上位所得者 = 基礎控除後の総所得金額などが670万円を超える世帯

▶ 出産育児一時金が変わります

(被保険者が出産したとき受けられる出産育児一時金)

9月30日まで

一児につき

300,000円

10月1日から

一児につき

350,000円

70歳以上の人

▶ 一定以上所得のある人の負担割合が変わります (現役並み所得)

9月30日まで

2割

10月1日から

3割

※一定以上所得者 = 同一世帯に70歳以上の人で現役並み所得者（月収28万円以上または、課税所得145万円以上）がいる人

■ 現役並み所得となる世帯の収入（平成18年8月から・年取ベース）

● 夫婦2人世帯 520万円以上 ● 単身世帯 383万円以上

▶ 高額療養費・高額医療費の自己負担額が変わります

9月30日まで

| | 外来（個人単位） | 外来＋入院（世帯単位） |
|-----------|----------|--|
| 一定以上所得者 | 40,200円 | 72,300円 + 医療費 × 1% 4回目以降の場合は40,200円 |
| 一般 | 12,000円 | 40,200円 |
| 住民税非課税世帯Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 住民税非課税世帯Ⅰ | | 15,000円 |

10月1日から

| | 外来（個人単位） | 外来＋入院（世帯単位） |
|-----------|----------|--|
| 一定以上所得者 | 44,400円 | 80,100円 + 医療費 × 1% 4回目以降の場合は44,400円 |
| 一般 | 12,000円 | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯Ⅱ | 8,000円 | 24,600円 |
| 住民税非課税世帯Ⅰ | | 15,000円 |

※非課税世帯Ⅰ = 年金収入が80万円以下の人

● 問い合わせ = 保険年金課 内線：国保 245・246 老人 235・236